

この協定は、都市計画道路「白河駅白坂線」沿線の大工町・手代町・袋町地域において、良好な景観を守り、育て、城下町にふさわしい品格ある美しいまちづくりを行っていくことを目的としています。

白河城下 景観まちづくり協定

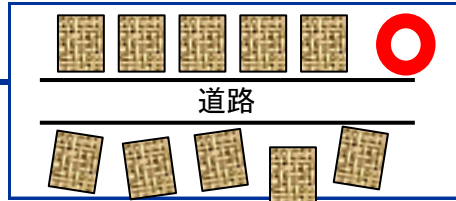
建築物

1 第5条(1)①

■位置

壁面線の調和に努めましょう

まちの一体感の演出から、隣接する建築物と壁面線の調和に努めましょう。



2 第5条(1)②

■高さ

地上3階建てまで

小峰城跡三重櫓への眺望に配慮し、建築物の高さは地上3階建てまでとしましょう。

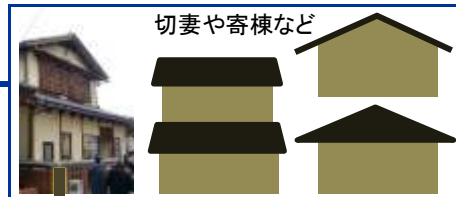


3 第5条(1)③

■形態意匠

和風で屋根は勾配あるものに

お城のある落ち着いたまちにふさわしい和風の建築で、屋根は勾配のあるものとしましょう。



4 第5条(1)④

■色彩

和風の感覚で統一します

屋根は落ち着いた黒色・茶色系、外壁は白色・黒色・茶色系を基調としましょう。(彩度の制限があります)



5 第5条(1)⑤

■素材

反射系のもは使用しません

城下町のおもむきを大切に、反射系の素材は使用しません。



建築物

立地できない用途

自動車販売機

駐車場

看板

第5条(1)⑥

6

敷地の緑化・通りに面した柵柵は生垣か板塀とします

敷地内は緑化を。通りに面して柵など設ける場合は、生垣または板塀としましょう。(板塀は黒色・茶色系のもの)



第5条(1)⑦

7

付属設備など シャッターは開放感あるものに

店舗等に設けるシャッターは透過性の高い開放感あるものとし、空調の室外機などは通りから目立たないようにしましょう。

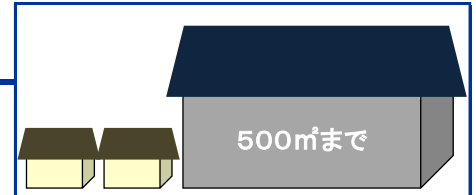


第5条(2)

8

立地のできない建築物 店舗や事業所は500㎡まで

キャバレーやテレホンクラブなどは建築しません。店舗や事業所等を建築する場合の床面積は500㎡までとします。



第5条(3)

9

駐車施設・自動販売機など 色彩や位置を工夫します

敷地内に駐車施設や、自動販売機など工作物を設ける場合は、色彩や位置を工夫して景観に配慮しましょう。



第5条(4)

10

道路に面した駐車場 隣地境界はブロック塀としない

主要道路に面して駐車場を設ける場合、まちの連続性を確保するため隣地境界はブロック塀にしません。



第5条(5)

11

色彩・素材・設置できないもの 木調や自然素材を推奨します

看板は黒色・茶色系とし、木調や自然素材を推奨します。反射系のもやネオン・電光表示のものは使用しません。



「白河城下景観まちづくり協定」では、運営委員会を設置します。協定者は、建物や工作物の建築などを行うときは、景観形成に関して委員会の承認が必要となります。また、協定者は、この協定の目的を達成するため、運営委員会